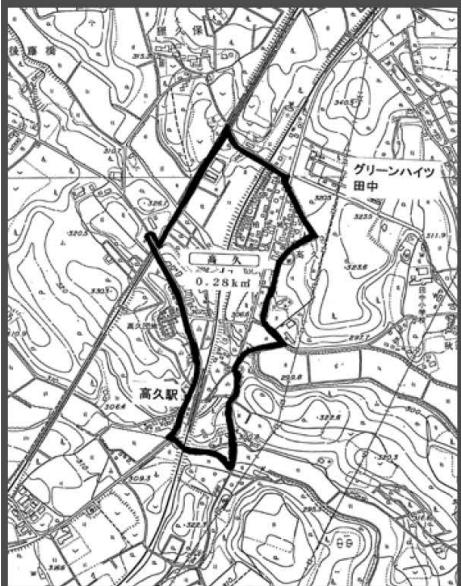


地籍調査で未来に 杭を残しましょう

地籍調査のお知らせ

実施区域図(高久地区)



実施区域図(岡室地区)



今年度の地籍調査事業は、高久地区と岡室地区の一部で現地調査（一筆地調査）を行います。

地籍調査は、皆さんの大切な土地を保護するためのものです。境界確認の立会いで設置された一本の杭の測量成果は、今後、永久に皆さん的生活の基盤となる重要なものとなります。

▼調査に関する予定

- 6月中旬頃 説明会の開催
- 7月～10月 一筆地調査（境界確認・立会い）の実施

説明会や立会いの実施期日等の詳細は、土地所有者の方に個別に文書で連絡します。

☎ 72-6912

▼問合せ 農林振興課地籍調査係

家屋の確認調査を実施しています

町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真を活用して家屋の新增築を把握するほか、定期的に町内を巡回し新增築または取り壊し等の調査を行っています。

▼家屋が新增築されている場合

課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。

なお、現況がよく確認できない場合は、直接訪問させていただく場合があります。

▼家屋が滅失されている場合

調査で家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。

なお、家屋を取り壊したことなどが確認できる滅失証明書等がある場合、「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入しています。



スギの植林体験教室の様子
(伊王野公民館)

は、取り壊した翌年度の課税台帳から削除しますので、ご相談ください。

▼お願ひ

毎年、郵送している固定資産税納税通知書に課税明細書を添付していますので、課税明細書の内容と家屋の現状に相違等がある場合は、ご連絡ください。

また、過年度に建築された家屋については、平成30年度の調査分から原則として遡って課税(最大5年間分)となります。

公平で適正な課税を行うため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 税務課資産税係

☎ 72-6905

大切な森林を次の世代へ引き継ぐために、県民の皆さまから年間700円をご負担いただき、荒廃した森林の整備や、木を使うことの大切さの普及啓発などの取り組みに活用しています。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 栃木県北環境森林事務所

☎ 0287-23-6363